茅ヶ崎市保健所・保健センター新築設計業務委託 プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、茅ヶ崎市が茅ヶ崎市保健所・保健センター新築設計業務委託の設計者(委託する者)をプロポーザル方式により決定するための事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

この要領において「プロポーザル方式」とは、茅ヶ崎市が地質調査及び測量を含めた 基本・実施設計業務の設計者を決定する場合において、茅ヶ崎市保健所・保健センター 新築設計業務委託企画提案者選考会議(以下「選考会議」という。)にて参加表明書及び 技術提案書提出者の中から一次評価によりヒアリングに参加できる者を選定し、二次評 価において技術提案書の評価及びヒアリングを実施し、当該業務に最も適した設計者を 特定した結果をもって決定する方式をいう。

3. 設計者の特定

一次評価は、参加表明書及び技術提案書提出者の中から、参加表明書及び技術提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングの参加を要請する者を5者以内に選定する。

二次評価は、プレゼンテーション及びヒアリング参加者の中から、技術提案書とプレゼンテーション、ヒアリングに基づき、委託候補者1者及び次席者1者を特定する。

4. 応募要領

茅ヶ崎市保健所・保健センター新築設計業務委託プロポーザル応募要領(以下「応募 要領」という。)には、次の各号に掲げる項目を明示するものとする。

- (1) 基本理念
- (2) 参加資格
- (3)業務実施上の条件
- (4) 参加表明書及び技術提案書の提出
- (5) プレゼンテーション及びヒアリング
- (6) 評価基準
- (7) 特定方法
- (8) 評価及び結果の通知
- (9) 失格
- (10)調査設計業務契約
- (11) その他

5. 参加表明書及び技術提案書

参加表明書及び技術提案書は、次に掲げる項目について作成するものとし、様式などは「応募要領」に定める。

- (1)参加表明書
 - 1)参加表明書
 - 2) 当該事務所の概要
 - 3) 当該事務所の同種・類似業務実績
 - 4) 管理技術者の経歴等
 - 5) 主任技術者の経歴等
 - 6)協力者の概要
 - 7) 分担業務分野の追加
- (2) 技術提案書
 - 1)技術提案書
 - 2) 業務の実施方針
 - 3) 特定テーマについての技術提案
 - 4)業務工程表
 - 5) 質問書(質問がある場合に作成)

6. 選考会議の設置等

3. に規定するプレゼンテーション及びヒアリングに参加できる者を選定するとともに、技術提案書の内容を審査し、委託候補者及び次席者を厳正かつ公平に特定するため、選考会議を設置する。

茅ヶ崎市は、選考会議の要綱を定め、組織、会議、意見の聴取及びその他必要な事項について明示するものとする。

7. 委託侯補者の決定

茅ヶ崎市は、選考会議の評価結果に基づき、委託候補者を決定する。

8. 公表

評価の公正性、透明性、客観性を示すため、公開請求があった場合は、茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年条例第2号)に基づき、評価経過及び結果を公表する。

9. 契約

- (1) 茅ヶ崎市は、7. の規定により決定した委託候補者を、当該業務に係る契約の相手方とする。
- (2)業務委託の条件等は、設計委託規準及び仕様書で定めるものとする。